

## 処遇改善加算取得のための コンサルタント相談支援のご案内

無料

物価高騰  
対策！！

○ 介護職員の賃金アップのため処遇改善加算の取得を目指しませんか？

処遇改善加算を取得するために必要な要件、配分ルール等を専門家（社会保険労務士等）が事業所を訪問し相談できます。

昨年も多くの事業者様にご利用いただき、処遇改善加算等を申請をされておりますので、この機会にご利用いただけますようご案内いたします。

ご確認ください

### 【コンサルタント支援の対象事業者】

● 処遇改善加算等の取得のためのコンサルタント支援の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 処遇改善加算が未取得の事業者
- ② 処遇改善加算ⅢまたはⅣの事業者



### 【コンサルタントの方法】

- コンサルタントが事業所を訪問し相談できます。
- 支援時間は、1回あたり2時間以内で令和7年度内の必要回数支援を予定します。

### 【コンサルタント支援の基本的な流れ】

#### ①【処遇改善加算等の理解】

・キャリアパス要件、職場環境要件、配分ルールの理解  
・課題等の掘起し。

#### ②【事業所の取組】

・相談員のアドバイスを基に、就業規則の変更や委員会の運営等、事業者の課題改善への取組を行います。

#### ③【申請準備】

・処遇改善加算等の計画書の作成、添付資料を準備します。

#### ④【申請】

・毎年2月中旬に次年度の計画書を提出します。申請は随時受付ですが事前調整が必要です。

＜注意＞コンサルタント支援では、申請のための案内、助言等を行います。申請時の計画書作成を代行するものではありませんので、予めご了承願います。

【お申込・お問い合わせ】 公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部  
処遇改善加算等事務局 藤橋

TEL 058 - 264 - 6846  
FAX 058 - 264 - 6848